

教育委員会定例会会議録

1 日時

令和元年6月20日(木)

開会 9時30分

閉会 10時17分

2 場所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、大森達也委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

4 出席職員

教育長 廣田恵子(再掲)

副教育長 宮路正弘、次長(教職員担当)梅村和弘、

次長(学校教育担当)長谷川敦子、次長(育成支援・社会教育担当)森下宏也、

次長(研修担当)吉村元宏

教育総務課 課長 梶屋眞

教育政策課 課長 上村和弘

教職員課 課長 早川巖、班長 大屋慎一、主任 佐野真也

福利・給与課 課長 中村正之、課長補佐兼班長 青木茂昭

高校教育課 課長 諸岡伸、班長 萬井洋、指導主事 西大希、

特別支援教育課 課長 赤尾時寛、課長補佐兼班長 谷口峻隆、

指導主事 田中えみ

生徒指導課 課長 梅原浩一

子ども安全対策監 小林宏行

5 議案件名及び採択の結果

審議結果

議案第21号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部
を改正する規則案 原案可決

議案第22号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の
一部を改正する規則案 原案可決

議案第23号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する
規則の一部を改正する規則案 原案可決

議案第24号 三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案 原案可決

報告題件名

報告 1 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

- 報告 2 令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について
- 報告 3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について
- 報告 4 三重県教育ビジョンの進捗状況について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

5名中5名の委員の出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項（6月4日開催）の審議結果の確認

前回定例会の審議結果の内容を確認し、全委員が了承する。

・議事録署名者の指名

原田委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

会議の進行は、議案第21号から事項書の順に進める順番とすることを決定する。

議案第21号から議案第23号は関連する規則改正に関する議案であるため、一括して審議することを決定する。

・審議事項

議案第21号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案
(公開)

議案第22号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案
(公開)

議案第23号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案 (公開)

(中村福利・給与課長説明)

議案第21号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年6月20日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をご覧ください。1ページが規則改正案になります。様式の中を一部改正するものになります。

内容については、2ページの規則案要綱で説明をいたします。2ページの規則案要綱の「1 改正理由」のところで、「日本工業規格 (JIS)」を「日本産業規格 (JIS)」に改正すること等を内容とする工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格に関する規定の整備を行うものです。

この工業標準化法について説明させていただきます。工業標準化法というのは、工業品の品質の改善や生産、流通、仕様、又は消費の合理化などのため、日本工業規格 (JIS) の制定と、JIS マークというのがありますが、この JIS マークの表示制度を定めた法律でございます。

今回の法律改正で、この JIS への対象へ、従来の工業製品など製品だったものに、データやサービス、経営管理等も追加されるという法律改正がなされ、それに伴い名称が日本工業規格 (JIS) というのが、日本産業規格 (JIS) と名称が変わります。これに伴って規定の整備をするものです。

「2 改正内容」です。別記様式中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるということで、3ページが新旧対照表になっておりまして、右側が現行、左側が改正案です。この様式の下注1の部分で、様式の規格を規定している部分につきまして、左側にあるように日本産業規格 A 4 版とする改正をするものです。

この様式は、「特殊勤務実績簿」といって、この規則の特殊勤務手当を支給するときに、その対象となる業務の実績を記録しておくための帳簿となっております。

2ページに戻っていただきまして、「3 施行期日」につきましては、この法律改正と同じ令和元年7月1日を施行期日とさせていただきます。

1ページに戻っていただきまして、この規則案の附則の第2項をご覧ください。この規則の施行の際、現に改正前の公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則に基づいて提出されている書類は、改正後も公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則に基づいて提出された書類と見なすということで、既に提出された書類は、改正後の規則に基づいて提出された書類と見なすということを附則で規定をさせていただいております。

続きまして、議案第22号をご覧ください。

議案第22号 公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年6月20日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

公立学校職員の扶養親族の認定に関する規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により、教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をご覧ください。これも同じように様式の部分を改正する規則改正案になっておりまして、内容は、2ページの規則案要綱で説明をいたします。

「1 改正理由」に、改正内容3、施行期日とも、先ほどの議案第21号と同様になります。工業標準化法の一部改正に伴うものでございます。

3ページが新旧対照表になっておりまして、左側の改正案のところのこの様式の下の方の記入上の注意の9のところ、用紙の大きさについて、日本産業規格A4版と改めさせていただきます。

なお、この扶養親族届という様式は、扶養手当を支給するために、その対象となる扶養親族の状況を職員から届けさせて、認定するための帳簿となっております。

続きまして、議案第23号をご覧ください。

議案第23号 公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年6月20日提出 三重県教育委員会 教育長 提案理由

公立学校職員の給料および手当の支給に関する規則の一部を改正規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

2枚目をご覧ください。こちらについても、様式の用紙の規格の部分について改正する内容になっておりまして、2ページの規則案をご覧ください。こちらの「1 改正理由」、「2 改正内容」、「3 施行期日」とも、先ほどの議案第21号、第22号と同様で、工業標準化法の一部改正に伴い規定を整備するものでございます。

3ページをご覧ください。これが、1つ目の様式で、左側の改正案のところの「注2」、一番下のところで、用紙の日本産業規格A4版という形になっております。

この届け出用紙は、「総代者選任届」といいまして、職員が死亡した際に、未払いの給与を遺族に支給できるように、その場合、総代者を選任して届ける規定がありまして、その届ける様式となっております。

4ページをご覧ください。こちら左側の改正案の様式の下注1のところ、日本産業規格A4版と改正をしようとするものです。

この様式につきましては、時間外手当、休日勤務及び夜間勤務命令簿となっております。時間外勤務手当を支給したり、休日勤務手当、あるいは夜間勤務手当を支給する際に、各職員の実績をここへ月々、記録して、これに基づいて支給するための帳簿となっております。

5ページをご覧ください。これにつきましても、左側の改正案の一番下の「注4」につきまして、用紙の大きさは日本産業規格A4版とする改正となっております。

この様式は、宿日直勤務命令簿ということで、職員に宿日直勤務を命令して、それに基づいて手当を支給するために記録しておくための帳簿となっております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【質疑】

教育長

それでは、議案第21号から23号までいかがでございましょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

議案第24号 三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案 (公開)

(柵屋教育総務課長説明)

議案第24号 三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案について、別紙のとおり提案する。令和元年6月20日提出 三重県教育委員会 教育長

提案理由

三重県教育委員会聴聞規則の一部を改正する規則案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項及び三重県教育委員会権限委任規則第1条第10号の規定により教育委員会の議決を要する。

これが、この議案を提出する理由である。

おめくりいただき、1ページは改正規則案でございますが、2ページをご覧ください。今回の改正理由でございます。先ほどの3つの議案と同じく、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改正すること等を内容とする工業標準化法の一部改正に伴い、日本工業規格に関する規定の整備を行うものです。

改正内容といたしましては、別記様式中、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改めるということで、別記様式の3ページをご覧ください。右側が現行で左側が改正案でございます。聴聞通知書の様式です。聴聞通知書の様式のうち、備考欄の1、「様式の大きさは日本工業規格A4とする。」という記載を、改正案では「様式の大きさは日本産業規格A4とする。」というところでございます。

施行期日は令和元年7月1日を予定しております。

説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【質疑】

教育長

議案第24号については、いかがでしょうか。

【採決】

—全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。—

・審議事項

報告1 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について (公開)

(早川教職員課長説明)

報告1 令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について

令和2年度三重県公立学校教員採用選考試験の申込状況について、別紙のとおり報告する。令和元年6月20日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長

1枚おめくりください。1ページ、今年度実施の教員採用選考試験の申込状況でございます。中ほどに合計というのがございまして、申込は、2,842名、昨年度申込が、2,940名でございますので、比較して98名、率にすると3.3%の減でございます。

下段の選考種別につきましては、受験者がどの区分で応募したかを示すものであり、例えば選考種別の一番上、一般選考、大学生を含むところでございますが、ここが140名の減、それに対して、一番下段、教職経験者特別選考に、これは県内の講師の経験者で応募することができる枠ですが、ここが44の増となっているところでございます。

2ページは、校種・教科別にそれぞれ何人の応募があったかを示す表、3ページは、過去10年間の実施の状況をまとめた表でございます。

今後は、この定例会を終了後、2ページの部分をホームページに掲載します。一次選考が7月20日、発表が8月9日、二次選考は8月17日が論述、8月20日が技能実技試験、以下、23日から面接試験を実施する予定でございます。

【質疑】

教育長

報告1については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告2 令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について (公開)

(諸岡高校教育課長・赤尾特別支援教育課長説明)

報告2 令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について

令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程について、別紙のとおり報告する。令和元年6月20日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長 特別支援教育課長

令和2年度の三重県立高等学校入学者選抜実施日程について報告いたします。入学者選抜の日程については、中学校、高等学校が翌年の年間計画を立てる必要があることから、前年度の2月に前期選抜と後期選抜の検査日、合格発表日を公表しております。

今回、入学願書の受付期間など、そのほかの全ての選抜日程を決定いたしましたので、ご報告申し上げます。資料をご覧ください。まず、検査日についてです。前期選

抜については、2月6日（木）、7日（金）のいずれか1日、又は両日で実施します。

連携型中高一貫教育に係る選抜や、スポーツ特別枠選抜、過年度生を対象とした特別選抜も合わせて実施します。

また、2月12日（水）に、前期選抜等において病気などで欠席した者のための追検査を実施します。

合格内定の通知は2月14日（金）に行います。

後期選抜については、3月10日（火）に検査を実施し、3月17日（火）に合格者発表を行います。

また、3月23日（月）に、後期選抜において病気などで欠席した者のための追検査と、合格者数が入学定員に満たなかった高等学校の再募集の検査を実施します。

夜間定時制課程では、再募集後、合格者数が入学定員に満たなかった場合、追加募集の検査を3月27日（金）に実施します。その後、通信制課程においては、再募集の検査を4月2日（木）に実施します。

高等学校入学者選抜に関する日程については、以上です。

（赤尾特別支援教育課長説明）

資料の下の部分にあります「令和2年度三重県立特別支援学校入学者選考実施日程」をご覧ください。特別支援学校の入学者選考につきましては、選考日を2回設定しております。選考日につきましては、高等学校の前期選抜・後期選抜と合わせて実施いたします。

出願期間は、1月27日（月）から1月30日（木）までとし、2月7日（金）に選考を行います。

合格者の発表は、2月13日（木）でございます。

再募集につきましては、出願期間を2月21日（金）から2月26日（水）までとし、3月10日（火）に選考を行います。

合格者の発表は、3月13日（金）でございます。

県立特別支援学校へ受検の希望がある生徒は、入学願書受付締切日前の1月29日（水）までに、出願を希望する学校において、必ず教育相談を受けることとします。教育相談は、特別支援学校が生徒の実態把握を行うとともに、保護者や生徒が授業の様子を見て、特別支援学校の授業などについて理解を深めてもらうことが目的でございます。

以上が、令和2年度三重県立高等学校入学者選抜実施日程・三重県立特別支援学校入学者選考実施日程についての説明でございます。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について (公開)

(梅原生徒指導課長報告)

報告3 三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について

三重県いじめ問題対策連絡協議会委員の任命について、別紙のとおり報告する。令和元年6月20日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長
説明は、小林子ども安全対策監が行います。

(小林子ども安全対策監説明)

1 ページをご覧ください。三重県いじめ問題対策連絡協議会委員につきましては、本年4月15日の教育委員会定例会において、人事異動に伴う委員7名の交代について報告をさせていただいたところです。

今回は、委員の任期が、この6月30日で満了となることから、次期委員の任命を行うものです。

2 ページをご覧ください。上段の「いじめ防止対策推進法」、中段の「三重県いじめ防止基本方針」の抜粋をご覧くださいますと、本協議会を構成する各機関・団体が記載されております。下段が本協議会の設置条例です。これをご覧くださいますと、第3条で、委員は15人以内で組織するとなっておりますが、14人の委員で現在は構成しております。第4条の2項では、委員の任期は1年、3項では再任可となっております。

3 ページをお願いいたします。これらの基本方針、条例に基づきまして、委員を構成する各機関・団体に委員の推薦を依頼しましたところ、一覧のとおり、それぞれ推薦をいただいたところです。

名簿の一番上の学識経験者につきましては、現委員である鈴鹿医療科学大学 藤原正範教授が、三重県いじめ防止条例、県の基本方針の策定、改定にもかかわっていただいているということがありまして、いじめに関する見識が高いことから、引き続き、委員をお願いしたいと考えております。

それ以外の機関・団体からの委員の方々は今全員再任となっております。

この会議は、年2回の会議の開催を予定しております。

説明は、以上です。よろしくをお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告3は、いかがでしょうか。

—全委員が本報告を了承する。—

・審議事項

報告4 三重県教育ビジョンの進捗状況について (公開)

(上村教育政策課長説明)

報告4 三重県教育ビジョンの進捗状況について

三重県教育ビジョンの進捗状況について、別紙のとおり報告する。令和元年6月20日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長

資料の1ページ、「三重県教育ビジョンの進捗状況について」というところをご覧ください。まず、概要でございます。教育ビジョンは、30の施策、8つの重点取組にそれぞれ数値目標を掲げております。毎年度の達成状況を確認することで進捗を管理しております。

平成30年度の達成状況は、施策で82.3%、重点取組で88%が進捗度Aの「進んだ」又はB「ある程度進んだ」となっていることから、計画3年目の取組はおおむね順調に進んだと評価をしております。

下の点線の枠内にスケールが書いてありますが、これは県民力ビジョンと合わせております。下にその一覧がございます。一番右の縦の欄に未確定というのがございますが、これは、暴力行為や中途退学、不登校など文科省の全国調査がまだ発表になっていないことから未確定となっているものでございます。

次のページをご覧ください。重点取組8つの項目がございますが、その一覧となっております。

それでは3ページの、横置きの表をご覧ください。主に達成状況がCとDのもの、つまり、全体としてはほぼ達成できている状況ですが、その中で課題があるものについて簡単にご説明をさせていただきます。まず(1)学力の育成でございます。指標は全国学調の調査における無解答の状況、無解答率において、全国平均より良好である教科数を挙げております。目標値、平成30年度は、理科を含む10教科としておりますが、そのうち、6が実績でございました。4下回ったということですが、ほぼ平均よりも0.1とか下がっているだけというのが多いような状況でございます。

右のほうに理由が書いてございますが、無解答状況は、6教科が全国平均より良好であるものの、目標値は達成できなかったと。理由としては、活用力や経年的な課題について改善が図られていないことが考えられます。

その次、子どもたちの学習内容の理解、定着状況を十分に確認・把握できていなかったことが課題として挙げられます。

対策としましては、組織的・計画的で持続性のある学力向上の取組を推進するとともに、授業改善の取組を教職員研修に体系的に位置づけていくということと、合わせて、今年度は文章を読み解く力の基礎となる伝える力の育成ということに注力してやることとしています。

続いて、4ページです。「(3)グローバル教育の推進」です。ここは高校と中学校でそれぞれ指標を挙げていまして、高校は、高校卒業段階で英検準2級以上相当の英語力を習得した生徒、中学校の場合は、英検3級以上ということで置いています。実績は、平成30年度38.7(目標値50)、中学校が36.7ということで、微増はしていますが、なかなか目標値にはまだ達していない状況でございます。

理由をご覧ください。国事業や県事業の研究指定校を受けている学校においては、4技能の総合的な育成において授業改善の成果が見られます。ただ、評価と指導の改善が、多くの学校においては、まだ十分とは言えません。

今後は、①校長が中心となって教員が英語の4技能をバランスよく育成する授業が

できるように支援するとともに、

②全英連が三重県で開かれますので、それを契機に英語教員が学び合うような場を広く発信し、多くの教員を巻き込んでいって、授業に役立てていけるようにしていきたいということです。

③実際に英語を使ってコミュニケーションを行う機会をつくっていくことを増やしていきたいと思います。

④高校の場合は特にですが、大学入試が変わりますので、それを一つの契機として、英検等の外国語検定試験の活用に向けた情報提供を行っていき、指導改善に生かしていきたいと思います。

下の中学校の場合も同様ですが、英語担当指導主事対象の研修会、出前研修などがございますので、活用してもらえよう教員に向けて発信していきたい。それから、全中学校から1名ずつ参加する研修講座というのがございますので、それらを活用していきたいということ。それから、全国学調の分析、活用を推進していきたいということでございます。要は、教員の英語指導力を高め、生徒の英語力の向上を図っていただきたいと思います。

これにかかわる指標で、重点取組にあたる部分として、26ページをご覧ください。教員の英語力についての指標です。英検準1級以上相当の英語力を有する英語教員の割合ということで、30年度をご覧くださいますと、中学校で34.6、高等学校で69.5ということで、目標値を下回っている状況でございます。ただ、微増ですが、率は上がってきている状況がございます。

右の理由をご覧くださいまして、英語担当教員の授業における英語の使用状況というのは、51.4%（平成29年度）から、70.3%と大幅に向上しています。つまり、授業における教員が英語を使わなければいけないという意識は向上していることが確認できます。

ただ、それが資格取得にはなかなか結びついていないという状況がありますので、授業で使う英語の質を高める研修を実施しまして、質の向上には英語力の向上が欠かせないことを、より一層教員に意識してもらうことにより、意識を高めていきたいと思います。英語力のある教員ほど、難しいことをわかりやすく伝えることができるスキルを持っていると思いますので、そういうところに教員が気づき授業改善に活用することで、授業で使う英語の質の向上につなげていきたいと思います。

具体的には、中学校教員が参加する全ての研修講座で外部試験の案内等を配付していくとともに、助成制度等についても説明していきたいと思います。

6ページにお戻りください。「(6) 幼児教育の推進」でございます。指標としましては、小学校の児童と交流を行った幼稚園等の割合ということで、なかなか数字が伸びておりません。小学校校長会等での交流の機会の積極的な確保を依頼するとともに、小学校との交流事例などを広めていきたいと思います。また、今年度、幼保小の円滑な接続のための手引きをつくり、それを配付し指針として示しておりますので、その活用が更に進むよう、先進的な事例の横展開、情報共有を進めていきたいと思います。

8ページをご覧ください。「(3) 郷土教育の推進」でございます。指標としまし

ては、地域や社会をよくするために何をすべきかを考えたことがある子どもたちの割合をおいています。これも3年間では小学校で4.7%、中学校でも8%と上がっておりますが、目標値には達していません。

課題としましては、三重の文化や、市町が独自に作成した教材を活用した学習など、子どもたちが地域のよさや課題について学ぶことと合わせて、社会のために何ができるかをより主体的に考えることができるように、指導主事会議や校長の研修会等の場を活用し、進んでいる市町の取組を情報共有していきたいと思っております。

2つ目は、「ふるさと三重かるた」を活用している幼稚園、小学校、中学校の割合です。これは、はじめのころからと比べても、なかなか伸びていない状況がございます。理由としましては、市町独自のふるさと教材の開発及び活用など、市町でこのかるた以外の独自の特徴ある取組が各市町で進められているというようなことが、原因の一つとして考えられます。

ただ、このかるたは、県内の伝統文化が集約されている優れたふるさと教材でありますので、有効なツールであることを再び呼びかけて、積極的な活用を呼びかけていきたいと思っております。

続きまして、13ページです。「(2)防災教育・防災対策の推進」で、指標としましては、学校の防災教育の内容を知っていて、家庭で防災対策について話し合ったことがある県民の割合となっております。これは5,000人の抽出調査で、子どもを持っている県民の方のみが対象で答えてもらうという調査をふまえた指標でございます。実績としましては、17.4%ということで、昨年からも上がっております、は当初からも2ポイントぐらひは微増しておりますが、目標には達していないということでD評価とさせていただきます。

右側の理由をご覧ください。防災ノート、これは全ての公立小中学校及び県立学校で活用されており、別冊のワークシートについても、家庭に持ち帰っている児童生徒は、ほぼ9割に達していますが、なかなかそれが家で保護者等の意識の中にまで浸透していないというのが、アンケートの数字で表れています。

このため、PTA連合会と協力しまして、直接、防災ノートの取組の周知等を図っていききたいと思います。下のほうに学校の防災教育を受けている内容を知っているが、家庭では話し合ったことがないと答えている県民の割合が12.5%となっておりますので、こうした層に働きかけていくところを意識したいと考えています。

15ページをご覧ください。「高校生の学びの継続（中途退学への対応）」ということで、指標としましては、中学生のときに複数の学校の高校生活入門講座、学校を訪れて体験するものですが、それに参加した生徒の割合としてございます。目標値90%に対して、65.0ということで、C評価となりましたが、当初から比べますと、約12ポイントぐらひ、増加しております。

原因としましては、第一志望の生徒でこの高校にしか行かないと決めている生徒にとっては、なかなか第二志望の高校まで見学に行くという意識が起きにくいという現状があります。学校の進路指導においても第一志望を貫いて最後までがんばれとなることが多く、もう一つ見に行ったらということにはなっていないというのも、原因としては聞いております。

ただ、今後の進路を考える上において、中学校の進路選択、高校への進路選択のときに、複数の学校を見て話を聞いたり、体験をしておくのは生徒たちにとってプラスになると思いますので、各学校で説明会の日程が重なった場合は、別の日に別途行うなど、機会の拡充に努めていきたいと思ひます。

20ページをご覧ください。「(3)文化財の保存・継承・活用」でございます。三重県内の国県指定等文化財数ということで、実績値が1,159件、最終年度の目標は1,200件と掲げておりました、今年度は1,175件で、目標値の達成ができませんでした。申請にむけてさらなる呼びかけを行っていきたくと思ひます。

21ページをご覧ください。ここから重点取組になります。先ほどの学力の部分です。学力の向上としまして、全国学調におきまして、全国平均を上回った教科数としております。令和元年度の採取目標値は、全部上回るということですが、実績は1でした。

理由としましては、先ほど、一番初めに説明させていただいたことと同様です。

23ページをご覧ください。「(2)体力の向上と学校スポーツの推進」でございます。達成できなかった指標としましては、全国大会での入賞件数ということで、平成30年度実績値117件で、目標の155件には届きませんでした。

平成30年度全国総体が東海ブロックとして開催され、三重県選手団の競技成績は、平成に入ってから過去最高の52件の入賞数でありましたが、総数では目標を達成するに至りませんでした。

今後の対策としましては、令和元年度は、1つ目としまして、指導者の部活動マネジメントスキルの向上を図る研修。2つ目としまして、競技力向上対策課と連携した中学校・高校運動部の指定による強化活動の支援。3つ目としまして、コーチアカデミーセンター事業等によるトップ指導者の養成、専門的スタッフの配置を行い、競技力向上に努めてまいりたいと考えています。

24ページをご覧ください。「(3)心の教育の推進」です。ここは、先ほどの小学校児童と幼稚園の交流が指標となっており、再掲となっています。

その下の25ページ、「(4)グローバル人材の育成」です。生徒が社会の出来事や郷土三重について自分の考えや意見を発信している中学校の割合ということで、35.5%が平成30年度の実績値でした。目標値の48%には達しませんでした。

理由としましては、生徒たちは、社会の出来事や郷土のよさ等を学んでいるのですが、自分ができることを進んで発信する生徒は一部に限られています。それが進むように主体的な課題の解決に向けて取り組んだ事例を発表したり、中学生からの提案発信について、市町教委等と連携して、周知、優れた取組が発信できるようにしていきたいと考えております。

26ページ、英語教員の指標につきましては、先ほど、ご説明させていただきました。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

【質疑】

教育長

報告4については、いかがでしょうか。

森脇委員

進捗状況ということなので、これが最後になるのでしょうか。ビジョンの改定があると思いますが、今年度が進捗状況といえれば最後になりますか。報告として。

教育政策課長

もう1年ございます。

森脇委員

次のビジョンにおいても、同じような目標を立てるといふ。

教育政策課長

現在のビジョンにつきましては、ご覧いただいてわかりますように、設定はしてみたものの、現状となかなかかみ合わなくて、実際の現場を前向きに動かす指標として、もう少し別のものがあつたのではないかと思ひ至るような指標もございませうので、時期ビジョンの指標につきましてはそういうところは改善を加えながら、目標の取組がより進むような指標をおきたいと考えています。

森脇委員

私、聞いていて、ちょっとズレているかというか、特に活動目標、例えばかるたを使わないという懸念がある。市町独自の取組をやつていて、かるたが使われないといふ、そういう理由でかるたが使われないのなら、それはそれでいいんじゃないかと。成果目標はいいと思ひんですが、活動目標になると、あれつと思ひのが結構多い。例えば教員採用試験の受験者数がたくさんいれば資質向上に結びつくのかといふのと、それは受験者数といふのは、どういふ要因によって増えたり減つたりしているのかといふようなことと関係するので、かつ、資質能力の向上と受験者数の数が、4人に1人以上ぐらいじゃないと、いい人が採れないといふぐらいの話だつたらわかるのですが、こういうのを活動目標にしてしまつて、後で自分の首を絞めるようなことにならないように、ぜひ、検討していただきたいと思ひます。

教育政策課長

ありがとうございます。考えさせていただきます。

原田委員

数値的にも実績として50、60%といった数値があるのにもかかわらず、目標値が90%となつてしまつると、スモールステップではないですが、数値的にもしつかりともう一度、目標値といふのも今後、検討していくところがあると思ひます。

あと、もう一つ、もう少し今度は具体的な話ですが、4ページの英検の受験に関してのところでは、例えば、市町で既に英検受験に対しての公的な予算をつけてサポートしている市なども増えてきていると思ひます。三重県としても、例えば高校生に対して、そういったところを具体的に考えていつているのかどうかといふこと、あと、受験地といふ物理的な問題も、受験しやすく学校の会場で実際は執り行われているのかどうかといふところも、状況を把握しておられるようであれば、お尋ねしたいと思ひました。

教育政策課長

市町でそういうことがあるということですが、高校においてとなると、予算のこともありますので、検討して、できるかどうかということ判断していくことになるろうかと思いますが、なかなかすぐには難しいのではないかと思います。

高校が受験地ということにつきましては、今、高校で行っているところも実際いくつかございます。高校の教員がかかわって、試験官となってやっているという現状がありますが、今回、大学入試改革に際しまして、英語の4技能を一定評価していく方向性が示されています。今の高校2年生からが対象となります。その中で、受験した結果を、年間2回までですが、大学入試に反映する状況になっている中で、高校の教員が試験官をやって、信用性が担保できるのかという問題も一方では既に議論されていまして、国は具体的にどの場所で、どういう地域で、何回ぐらいやるということについては、まだ発表していません。そのあたりをふまえた会場開催のプランが、今後、出てくるんだろうと思っています。

原田委員

今のご意見は、ある意味、新鮮というか、受験のための英検として、しっかりとそういうところを保っていけるかということも、もちろん、しっかり計画を重ねていかなければいけないと思いますが、子ども目線に立つと、学校とか身近なところが受験地になっていけば、より受験率も高まるでしょうし、あと、大学受験のための英語教育ではないということも前提に立たなければいけなくて、今後の、例えば受験しない就職を目指している子たちであっても、英語力が必ず必要になってくると思いますので、商業高校、工業高校を出て就職する子たちに対しても、しっかりとそういったことをサポートしていかなければいけないと思いますので、受験地に関しては、デメリットも捉えながら前向きにご検討いただたらいいのかなと思います。

大森委員

今後の教育ビジョンとも関連するかも分かりませんが、例えば英語だと、英検じゃなくて、今、CEFRに変わっているので、CEFR A2レベルというのは、いろんな英検以外の基準があるので、次回のビジョンの目標値設定は、より現実的に、このあたりを変えてもらったほうがいいのかと思います。いろいろと見せてもらうと、先ほどのかるたもそうですが、何年か前だったらいいの話だったかもしれない、文部行政の状況がいろいろ変わっていますので、実態に合わせて変えてもらえばと思います。

教育政策課長

アップデートを検討させていただきます。

教育長

ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する。—